

# 報酬規定

## 木寅 税務会計事務所

電話 03-5774-9207

メール:kitora-zeimukaikei@oboe.ocn.ne.jp

平成 28 年 2 月 1 日改定

本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容（複雑性など）やその頻度その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

## [法人パックの報酬]

### 1. 創業支援パック

#### (1) 対象 (条件)

①設立1年以内 ②従業員5名以内 ③パソコン会計導入

#### (2) サポート内容

税務相談、月次監査、法人税・消費税申告書作成、年末調整、償却資産申告書作成、税務調査立会い

自計化導入支援（記帳代行は1年目のみ。2年目以降ご希望の場合は次の法人の報酬1.(2)記載の記帳代行手数料を徴収致します）

住民税特別徴収切替手続きは1,000円/人 別途

#### (3) 月額報酬 35,000円

但し、神奈川県・東京都・千葉県以外の地域は別途実費交通費を請求致します。  
なお、料金は1年経過後、ご相談のうえ改定させていただきます。

### 2. 会社設立時の届出書のみ作成サービス 30,000円

### 3. 丸投げパック

料金体系については、次の法人の報酬1.(2)記帳代行料の欄をご参照。

丸投げ業務とは提携の記帳代行会社が毎月貴社を訪問し、以下の作業を実施します。

- 領収書の仕分
- 領収書の糊張り
- 会計ソフトへの入力
- 損益推移表の作成
- 書類のファイリング

対応できない作業は

振込みなど、現金を扱う作業。

【サービス対象エリア】 東京都23区内

## [法人の報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

### 1. 顧問報酬

#### (1) 基本報酬

次の①と②の合計額を基本報酬とする。

##### ① 売上基準

年間売上金額	月額顧問料		
	年12回面談	年6回面談	年4回面談
3,000万円未満	36,000 円	26,000 円	21,000 円
1 億円未満	42,000 円	36,000 円	26,000 円
3 億円未満	52,000 円	42,000 円	36,000 円
5 億円未満	63,000 円	52,000 円	42,000 円
10 億円未満	105,000 円	84,000 円	63,000 円
30 億円未満	150,000 円	105,000 円	84,000 円
50 億円未満	200,000 円	150,000 円	105,000 円
50 億円以上	別途見積もり		

##### ② 利益基準

年間経常利益金額	月額顧問料
100万円未満	▲ 1,000 円
300万円未満	2,000 円
500万円未満	5,000 円
1,000万円未満	10,000 円
1,500万円未満	15,000 円
2,000万円未満	20,000 円
5,000万円未満	30,000 円
5,000万円超	別途見積もり

貴社からの経理データの送付がない場合には、面談しない場合がありますのでご了承ください(原則、月額顧問料 4 万円未満の場合は来所をお願いしております)。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

## (2) 記帳代行料

年間売上金額	月額記帳代行料
1 億円未満	15,000 円
2 億円未満	20,000 円
5 億円未満	25,000 円
10 億円未満	別途見積り
30 億円未満	別途見積り
50 億円未満	別途見積り
50 億円以上	別途見積り

なお、部門計算希望の場合は前述の金額の 1.6 倍（2 部門のケース）。

丸投げパックについては 50,000 円～（個別相談）

## (3) 資金繰り

10,000 円/月

但し、年 12 回面談先は毎月作成し、年 6 回面談先は 2 ヶ月に 1 度作成、年 4 回面談先は 3 ヶ月に 1 度作成することとする。

## 2. 法人税・法人住民税・事業税 申告報酬

### (1) 年 12 回面談先

月額顧問報酬の 5 倍（但し、最低金額 130,000 円とする）。

### (2) 年 6 回面談先

月額顧問報酬の 6 倍（但し、最低金額 140,000 円とする）。

### (3) 年 4 回面談先

月額顧問報酬の 7 倍（但し、最低金額 150,000 円とする）。

### (4) 決算説明資料作成

決算説明用資料作成が必要な場合には前述の決算申告報酬に 10% を加算する。

### (5) その他

連結納税・連結決算（持分法を含む）・税効果会計等については別途報酬（最低金額 500,000 円とし別途見積り。但し導入年度の最低金額 3,000,000 円とする）が必要。

## 3. 消費税申告報酬

(1) 簡易課税方式 月額顧問報酬 相当額

### (2) 原則課税方式

① 比例配分方式 月額顧問報酬 相当額

② 個別対応方式 月額顧問報酬の 2 倍

【全て、税抜金額にて表示しております。】

#### 4. 給与計算代行

- ・基本料金 20,000 円 (5 人まで) / 月  
但し、5 人を超えるごとに 1 人 1,000 円を加算
- ・住民税 特別徴収切替手続き 1,000 円 / 人

#### 5. 特定個人情報 (マイナンバー) 委託料 (保管料)

##### (1) 初期登録費用 5,000 円

- 但し ①従業員 30 名以上の場合、別途相談  
②CSV でのデータ受渡の場合は無料

##### (2) 月額費用

従業員数	月額委託料
5人以下	1,500 円/月
30人以下	3,500 円/月
50人以下	5,600 円/月
100人以下	7,000 円/月
100人超	別途相談

#### 6. 給与計算ソフトの利用

MYKOMONの給与計算ソフト 2,000 円 / 月

#### 7. 税務調査立会

- ・立会日当 1 ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・修正申告書作成 1 期分につき 1 ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・特別な調査研究を要する場合 別途加算及び実費

## 8. 年末調整

次の基本料金と社員人数対応金額との合計額

(1) 基本料金 15,000 円

(2) 社員人数対応金額

社員人数	対応報酬
5人以下	0 円
5人超10人以下	5,000 円
10人超20人以下	15,000 円

以下1人増すごとに1,000円加算

(注) 年末調整業務の範囲

確定所得税の算出

給与支払報告書の作成

法定調書合計票の作成

その他支払調書の作成 (但し、外注支払調書は除く)

(3) 外注支払調書作成報酬

外注件数(枚数)	対応報酬
5件以下	0 円
5件超10件以下	5,000 円
10件超20件以下	15,000 円

以下1件増すごとに1,000円加算

## 9. 固定資産税、償却資産税申告

次の基本料金と課税標準対応金額との合計額

(1) 基本料金 15,000 円

(2) 課税標準対応金額

課税標準	対応報酬
1,000万円未満	0 円
3,000万円未満	10,000 円
5,000万円未満	20,000 円
1億円未満	30,000 円

## 10. MYKOMON 利用料

無料 (但し、2 ID 目からは、1 ID につき 2,000 円)

【全て、税抜金額にて表示しております。】

## 1 1. パートナー会員（対象：売上5億円以上）

契約期間は1年以内の短期（顧問契約とのつなぎという位置付け）。

### （1）一般会員

相談のみの会員

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	8,000 円	4,000 円
10億円以上20億円未満	16,000 円	8,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものとする。

税務相談等相談業務をサービスの対象とし、仕訳の確認、財務諸表の作成、税務申告書の作成等はサービス対象外とするもの。

### （2）総合会員

一般会員業務に加えて、当事務所ホームページ内へログインするアクセス権限を有する会員（ユーザーIDとログインパスワードを付与する）。

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	10,000 円	5,000 円
10億円以上20億円未満	20,000 円	10,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものをいう。

## [相続税申告報酬]

相続税申告報酬（申告書作成報酬を含む）は、次の1. 基本報酬 2. 資産総額報酬 3. 共同相続人加算報酬 4. 加算報酬 の合計額とする。

1. 基本報酬		200,000 円
2. 遺産総額報酬	5,000 万円未満	300,000 円
	7,000 万円 "	500,000 円
	1 億円 "	900,000 円
	3 億円 "	1,200,000 円
	5 億円 "	1,650,000 円
	7 億円 "	2,000,000 円
	10 億円 "	2,500,000 円
	10 億円以上	1 億円増すごとに 2,500,000 円に 150,000 円を加算

なお、遺産総額の算定は小規模宅地等の特例適用前の額とする。

### 3. 共同相続人加算報酬

共同相続人（納税義務のある受遺者を含む）1人増すごとに2. 遺産総額報酬の10%相当額を加算する。但し、共同相続人のうち相続を放棄した者がある場合には、その者は共同相続人の数には算入しない。

### 4. 加算報酬

当該事案について、財産の評価等の事務等が著しく複雑なときは、遺産総額報酬の100%相当額を限度として加算する。

### 5. 着手金

着手金として報酬見込額の20%（最低100,000円）を着手時にお支払頂きます。なお、着手後1ヶ月経過後はキャンセルがあっても着手金の返還は致しません。



## [相続税物納報酬]

物納報酬は、次の1. 基本報酬と2. 加算報酬の合計額とする。

### 1. 基本報酬

物納申請額	対応報酬
1億円未満	500,000 円
5億円未満	700,000 円
5億円以上	900,000 円

5億円増すごとに200,000円加算

### 2. 加算報酬

当該事案の物納に関する事務等が著しく複雑のときは、成功報酬として物納許可額の10%を加算する。

## [相続税延納申請報酬]

延納申請額	対応報酬
1,000万円未満	50,000 円
5,000万円未満	100,000 円

5,000万円以上1,000万円増すごとに10,000円を加算

## [相続税申告パック]

### (1) 対象（条件）

- 亡くなられた方の資産の合計額（配偶者控除・小規模宅地評価減の特例等の適用前）が2億円以下
  - 相続人が3人以下
- 但し、次のケースは本サービスの対象外とします。
- ・相続人の居住地が神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県以外の方が2名以上である場合。
  - ・相続人間でトラブルがある場合（相続人同士が不仲なケースも含みます）。

### (2) サポート内容

準確定申告書の作成、相続税申告書の作成、遺産分割協議書の作成

### (3) サポート対象外

延納申告書の作成、物納申告書の作成、預金のトレース等の作業

### (4) 顧問料

総額 600,000 円（なお、財産の中に非上場株式がある場合は、別途追加料金を頂戴致します）

【全て、税抜金額にて表示しております。】

## [贈与税申告報酬]

贈与税申告報酬は、次の1. 基本報酬 2. 財産評価報酬 3. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬 10,000 円

2. 財産評価報酬

(1) 不動産の評価

取得財産価額	対応報酬
200万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	20,000 円
2,000万円未満	30,000 円
2,000万円以上	50,000 円

1,000万円増すごとに20,000円加算

(2) 非上場株式の評価 (1 銘柄につき)

① 配当還元方式 10,000 円

② 類似業種比準価額方式又は純資産価額方式 50,000 円

(3) その他の資産

別途見積もりによる

3. 加算報酬

(1) 相続時精算課税の選択 30,000 円

(2) 配偶者の 2,000 万円贈与の特例申請 20,000 円

(3) その他特例等の申請 別途見積もりによる

## [所得税申告報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. **基本報酬** 10,000 円
2. **事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金を除く）**  
 売上 1,500 万円以上の場合は、原則として月額顧問とする。  
 その場合の顧問料については、法人に準じる。

### (1) 年収基準（売上基準）

年収基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	12,000 円
800 万円未満	18,000 円
1000 万円未満	24,000 円
1500 万円未満	40,000 円
1500 万円以上	法人に準じる

### (2) 所得基準

所得基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	10,000 円
800 万円未満	15,000 円
1,000 万円未満	35,000 円
1,500 万円未満	50,000 円

### (3) 付加基準

#### ①青色申告付加

		対応報酬
白色申告		0 円
青色申告	10万円控除	10,000 円
	65万円控除	30,000 円

②特例等の利用 … 別途見積もりによる

#### ③源泉所得税の対応

納期の特例 …20,000 円

原則納付（毎月納付）…120,000 円

【全て、税抜金額にて表示しております。】

### 3. 譲渡所得、山林所得

#### (1) 不動産の譲渡所得、山林所得

次の①②③の合計額とする。

##### ① 収入金額基準

収入金額 1,000 万円未満	10,000 円
5,000 万円未満	30,000 円
5,000 万円以上	50,000 円

##### ② 所得金額基準

売却所得	対応報酬
100万円未満	0 円
500万円未満	20,000 円
1,000万円未満	50,000 円
3,000万円未満	100,000 円
5,000万円未満	200,000 円
1億円未満	500,000 円

以下 1 億円増すごとに 200,000 円加算

##### ③ 付加基準

居住用財産の特別控除	10,000 円
その他 特例	別途見積もりによる。

#### (2) 株式の譲渡所得

##### ① 件数基準

次に掲げる区分に応じる。

##### 【上場株式の譲渡】

	譲渡件数	対応顧問料
特定口座利用	-	0円
一般口座利用	集計不要のケース	5,000円
	3件まで	0円
	8件まで	5,000円

9件目以降、1件につき500円

##### 【非上場株式の譲渡】

	対応顧問料
対価の根拠、原価の根拠が明らかなもの	5,000円
明らかでないもの	別途見積もりによる

【全て、税抜金額にて表示しております。】

## ②付加基準

(イ) エンジェル税制、ストックオプション制度の利用

所得金額	対応報酬
1,000 万円未満	50,000 円
2,000 万円未満	70,000 円
3,000 万円未満	100,000 円

3,000万円以上は所得金額の0.35%

(ロ) その他 特例の利用 別途見積もりによる。

## 4. 配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得のうち公的年金

原則として追加報酬 なし。

但し、複雑なものがあれば 別途見積もりによる。

## 5. 税額控除等特例の適用

(1) 住宅ローン控除

① 新規適用 (適用 1 年目) 10,000 円

② 2 年目以降 0 円

(2) その他 特例の利用 別途見積もりによる

## 6. 法人関与先 (パートナー会員も含む) について

法人関与先 (パートナー会員も含む) の代表及びその一族 5 名までは無料にて所得税申告書作成をする (但し、次の条件あり)。

【条件】

○ 2 月末までに資料を事務所に持ち込んだ場合にのみ適用。

○ 事業所得・不動産所得・譲渡所得は本件の対象外とします。

## [税務相談報酬]

- 口頭によるもの 1 時間 5,000 円  
1 時間を越える場合 1 時間につき 2,000 円を加算
- 書面によるもの 150,000 円より (別途見積もりによる)
- 書面によるもので特別の調査研究を要するもの  
別途見積もりによる。

## [その他]

業務に伴う資料の収集その他特別な事務に従事する場合の日当は、別途見積もりとし、その際の旅費及び宿泊料は実費とする。

【全て、税抜金額にて表示しております。】